

令和6年度 第1回東海村国民健康保険運営協議会議事録

- 1 日 時 令和6年8月9日（金） 午後1時30分から2時20分まで
- 2 場 所 東海村役場 102会議室
- 3 出席者 公 益 代 表：寺門定範 会長，宮内加一 委員（会長代理）
保 険 医 代 表：尾形孝 委員，佐川武義 委員
被保険者代表：福地さか江 委員，加納里美 委員
（事務局）
福祉部：白石幸洋 部長，保険課：山口正弘 課長，坂本拓哉 課長補佐，小森真衣 係長

4 議題・結果

- ・議題（1） 令和5年度東海村国民健康保険事業特別会計決算について ⇒ 承認
- ・議題（2） 令和6年度東海村国民健康保険事業特別会計補正予算（案）について ⇒ 承認
- ・その他

5 会議の概要

(1) 開 会

- ・保険課長進行により開会。

(2) 部長あいさつ

- ・国保運営協議会の委員の皆様には，何かと御多用にもかかわらず，御出席いただき，また，日頃から東海村国保の運営につきまして，格別の御高配を賜り，お礼申し上げます。
- ・昨年の5月から，新型コロナウイルス感染症が「5類感染症」に位置づけされ，行動制限はなくなり，感染対策についても個人の判断に任されるようになったが，昨年の夏に感染者数が大きく増加したことに続き，今年の夏においても全国的に流行の兆しが見られるという現状であり，換気や手洗い，場面に応じた適切なマスクの着用など，基本的な感染予防対策は，引き続き講じていく必要があると実感している。
- ・国民健康保険制度については，令和6年1月から，国の少子化対策の一環として，産前産後4ヶ月間の国民健康保険税の免除が実施されることとなり，運用が始まっている。
- ・今年度の大きな動きとしては，従来の健康保険証がマイナ保険証として，マイナンバーカードを基本とする仕組みへ移行し，12月2日から現行の健康保険証は新規発行されなくなる。被保険者の皆様には混乱等のないよう，一層の周知に努めて参りたい。
- ・本日は令和5年度決算及び令和6年度補正予算（案）について，審議を賜りたい。

(3) 事務局職員紹介

(4) 議事録署名人の選任

- ・東海村国民健康保険規則第7条により，宮内委員と福地委員を議事録署名人に選任。

(5) 議長の選出

- ・東海村国民健康保険規則第4条第4項により，寺門会長を議長に選出。

(6) 議事進行

- ・寺門議長により議事進行。

【議題（１）】令和５年度東海村国民健康保険事業特別会計決算について

・事務局より別紙資料のとおり説明。

質疑応答 ※「・」委員，「→」事務局

・歳入で，一般会計（村の収入）からの繰入はないのか。

→ 資料では「繰入金」として１つにまとまっているが，「一般会計繰入金」という法定繰入分と「支払準備基金繰入金」が合わさっている。

・いくら繰り入れているのか。

→ 基金からは１億８千７百万円ほどで，残りが法定繰入分である。法定繰入分とは，職員給与や保険税軽減分などで，赤字補填目的での繰入金ではない。

・滞納繰越金で，随分前の年度分が残っているが，回収見込みは，逃げ得にならないのか。

→ 過年度分の滞納は，税務課収納管理室において財産調査や滞納処分をしており，調査結果で無財産，生活困窮世帯であることが判明した場合は，執行停止をして徴収しないとすることもあるが，この滞納繰越金額はその結論に至っていない分になる。残っているということは，回収見込みがゼロではなく，もちろん時効到来で不納欠損にならないように動いている。

・特定健診を受けていない人はどのような人か。

→ 通院中の方が多い。定期的に病院で健診でやるような検査をしているから，健診は受けなくてよいと思われている方がいる。ただ，通院しているからと言って健診を受けなくてよいというものではなく，年１回の健診を受けましょうとされているのが特定健診であるため，通院中の方にも受診勧奨は継続的に行っている。

●事務局説明・質疑応答後，議長により【議題（１）】の承認確認あり，一同了承。

【議題（２）】令和６年度東海村国民健康保険事業特別会計補正予算（案）について

・事務局より別紙資料のとおり説明。

質疑応答 ※「・」委員，「→」事務局

・一般会計繰入金の精算について，令和５年度分はどうなっているか。

→ 令和５年度分は，年度内精算が完了しており，令和６年度に補正などで再度計上しなければ二重返納は起きない。

・令和４年度分の繰入金返還額が多いのはなぜか。

→ 令和４年度は税率改正が行われた年であり，賦課方式が３方式が２方式になって平等割（１世帯ごとにかかる国保税）がなくなった。この平等割に対しても軽減がされており，年度当初その軽減分を法定繰入として計上し，繰入していたが，平等割がなくなったことで一般会計への返還額が増えた。

・精算方法が変わったなどの理由があったのかもしれないが，担当者が変わっても事務処理が分かるようにマニュアル化しておき，今後同じようなことが起きないようにしてほしい。

●事務局説明・質疑応答後，議長により【議題（２）】の承認確認あり，一同了承。

【その他】国民健康保険条例の改正について

・事務局より別紙資料のとおり説明。

質疑応答 ※「・」委員，「→」事務局

・１２月から保険証がマイナカードに移行するが，東海村ではどのくらいの方がカードを持っているか。

→ カードの取得者は８割くらいだが，その中で保険証をカードに紐づけしている人は５割，更に実際にマイナ保険証で受診している人は１割程度である。

- ・マイナ保険証を使う場合はどうしたらよいのか。村で手続きが必要なのか。
- 初回だけ医療機関の読み取り機で紐づけすれば使えるようになる。村では手続不要。
- ・マイナ保険証の啓発や案内はしているのか。
- 保険証一斉発送が7月にあったが、その際にマイナ保険証移行に関するチラシを同封している。そのあと、マイナ保険証にするにはどうしたらいいかと複数問合せを受けている。
- ・保険証の期限は来年の7月までであるが、それまでは使えるのか。
- 7月に発送した保険証の期限内は使うことができる。12月以降、保険証が使えなくなるわけではない。
- ・この改正は市町村横並びなのか。
- 法律の改正による条例改正のため、ほぼ全市町村同じ改正がされる。

【その他】国民健康保険税率の改正について

- ・事務局より、税率改正検討の説明。

(7) 議事終了

(8) 閉 会

- ・保険課長により閉会。

以 上

東海村国民健康保険運営協議会会長

寺門 定範  印

議事録署名人

福地 さか江  印

議事録署名人

宮内 加一  印